

# 関東学生鉄道研究会連盟憲章

# 関東学生鉄道研究会連盟憲章

## ～目次～

### 前文

第1章	総則	p.4
第2章	加盟団体の地位と加盟に関する手続	p.5
第3章	加盟団体の権能及び義務	p.7
第4章	活動	p.7
第5章	総会	p.8
第6章	理事会	p.10
第7章	学鉄連実行委員会	p.13
第8章	会計	p.13
第9章	監査	p.14
第10章	改正	p.14
第11章	補則	p.14
第12章	雑則	p.15
	会計規定	p.16

# 関東学生鉄道研究会連盟憲章

われわれ関東学生鉄道研究会連盟の構成員たる鉄道研究会会員は、  
鉄道をはじめとする各種公共交通機関を愛する学生団体である鉄道研究会が自律した存在として長期に亘り活動を続けてきたことを相互に祝し、更なる鉄道研究会の発展とその全ての会員の利益のために、各鉄道研究会の基本的権利と各会員の尊厳並びに男女及び大小各会の同権とに関する信念を改めて確認した上で、全鉄道研究会とその会員の相互利益及び社会的進歩並びに鉄道をはじめとする公共交通機関に対する各種趣味の社会的認知とその理解の促進及びその社会的地位の普及と向上を目指し、これらの目標を達成するために、共通の趣味を愛する全鉄道研究会とその会員が、相互の多種多様な価値観を理解しつつ、寛容且つ誠実な交流を通じて親睦を深めて、われわれの力を合わせられるように、再び学生団体連盟を結成することを決意した。

よって、われらの各自の鉄道研究会は、各鉄道研究会から全権を委任された代表者を通じて、明治大学駿河台キャンパスにて会合し、この関東学生鉄道研究会連盟憲章に同意したので、ここに関東学生鉄道研究会連盟の発足を宣言する。

平成 25 年 12 月 1 日 調印

( 原 加 盟 団 体 )  
神奈川工科大学鉄道研究部  
慶應義塾大学鉄道研究会  
工学院大学鉄道研究部  
埼玉大学鉄道研究会  
芝浦工業大学鉄道研究会  
専修大学鉄道研究会  
中央大学鉄道研究会  
中央大学理工学部鉄道研究会  
筑波大鉄研「旅と鉄道の会」  
東京大学鉄道研究会  
東京農工大学旅と鉄道研究会  
獨協大学鉄道研究会  
明治大学鉄道研究会  
山梨大学鉄道研究会  
早稲田大学鉄道研究会  
以上 15 団体

## 第1章 総則

### 第1条〔名称〕

本連盟は関東学生鉄道研究会連盟(以下、関東学鉄連)と称する。

### 第2条〔目的〕

関東学鉄連の目的は、次の通りである。

1. 共通の趣味を有する全ての鉄道研究会会員の交流を促進する場として設置し、その交流を通じて親睦を深めることで、全鉄道研究会とその会員が各々の恵沢を享受できるようにすること。
2. 前項の目的を達成するために、交流促進の手段として、交流事業や一学生団体では実現困難なことなどを企画すること。
3. 本連盟に加盟する学生自治の原則に則る学生団体と、その原則の尊重に基礎をおく諸学生団体間の友好関係を発展させること。
4. 鉄道をはじめとする公共交通機関に対する各種趣味の社会的認知とその理解の促進並びにその社会的地位を向上させること。
5. その他加盟団体及び各種公共交通機関愛好家の共通の目的の達成にあたって、諸学生団体の行動を調和するための中心となること。

### 第3条〔原則〕

関東学鉄連及びその加盟団体は、連盟憲章第2条の掲げる目的を達成するに当っては、次の事項に従って行動することを、原則とする。

1. 本連盟において、全ての加盟団体は、平等に扱われなければならない。
2. 本連盟の行動は、全ての加盟団体の総意に基づかなければならない。
3. 全ての加盟団体は、加盟団体相互の利益の享受と権利の保持を保障するために、この憲章に従って負っている義務を誠実に履行しなければならない。
4. 全ての加盟団体は、連盟憲章が定める権利を行使する際、誠実に行わねばならず、権利を濫用することは、これを認めない。
5. この憲章のいかなる規定も、本質上いずれかの団体の管轄権限内にある事項に干渉する権限を、関東学鉄連に付与するものではなく、またその事項をこの憲章に基づいて解決することを加盟団体に要求するものではない。

### 第4条〔活動年度〕

本連盟の活動年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

### 第5条〔事務局〕

本連盟の本部事務局は原則として、連盟憲章第43条に定める「理事長」を務める団体内に設置するものとする。但し、理事長及び理事会が必要を認めた場合は、この限りでは無い。

## 第2章 加盟団体の地位と加盟に関する手続

### 第6条〔加盟の権利〕

鉄道をはじめとする公共交通機関を研究対象とする全ての学生団体は、関東学鉄連に加盟する権利を有する。但し、発足時以降に新たに参加しようとする加盟団体は、以下の条件を満たさねばならない。

1. 文部科学省が学校教育法第1条で定める学校及びこれに準じる各種学校を拠点とする団体であること。
2. 関東学鉄連の総会で承認されること。

### 第7条〔加盟の形態〕

加盟団体は、加盟校と準加盟校に区別される。

### 第8条〔加盟校の定義〕

1. 加盟校とは、連盟の発足時から参加する原加盟団体及び、総会に連盟への加盟を承認された学生団体のことを言う。但し、大学鉄道研究会以外の学生団体が加盟校となることは、これを認めない。
2. 加盟校は、総会での議決に参加する権利及び総会の議決並びにこの憲章が各加盟校に課する負荷を負担する義務を負う。

### 第9条〔準加盟校の定義〕

1. 本連盟に加盟することを希望する学生団体のうち、個々の事情によって前条の定める加盟校としての負荷を負担することが困難である団体は、理事会に対して準加盟校としての加盟を申請することができる。
2. 準加盟校は、その校の事情に合わせて第19条にて定める加盟校としての義務を免除され、その義務を免除された限度において加盟校としての権利を失う。
3. 準加盟校の指定及びその負担及び権利の範囲は、13条に定める手続きに基づいて総会が審査し、総会の議決に基づいて決定する。但し、免除される負担と制限される権利の対応については別表を参照して決めなければならない。

### 第10条〔継続加盟〕

加盟団体は本連盟への加盟を継続する場合、3月の総会において継続加盟の意思表示をしなければならない。ただし、委任状においてもその旨を意思表示することができる。

### 第11条〔継続加盟の手続〕

継続加盟を希望する団体は、3月に発足する新理事会が意思表示を確認し次第、速やかに所定の継続加盟書類を理事会に提出しなければならない。

### 第12条〔加盟校への昇格〕

準加盟校は、理事会に対して、第13条の規定に則って加盟校への昇格を申請することができる。

### 第 13 条〔加盟・昇格の手続〕

本連盟に加盟及び加盟校昇格するに当っては以下の手続を経なければならない。

1. 新規加盟希望団体の申請及び準加盟校の昇格申請は、総会の 30 日前までに、所定の申請書にて理事会に対してしなければならない。
2. 理事会は申請に基づき、理事会と申請団体が同席する特別会議を開催し、1 度以上議論を行った上で理事会が加盟及び加盟校への昇格が妥当であると判断した場合、理事会が通常総会にその事項を諮らなければならない。
3. 新規加盟及び昇格は、総会の過半数の賛成を以て議決する。但し、総会は議決に際して新規加盟及び昇格希望団体の出席者に発言を求めることができ、その出席者は総会の求めに応じて発言することができる。
4. 新規加盟に限り連盟憲章第 25 条に定める特別総会でも本議案を取り扱うことができる。
5. 準加盟を希望した団体が、総会において準加盟を否決された場合でも、当該団体が望む場合に正規加盟校として再度加盟申請することを妨げるものではない。

### 第 14 条〔脱退〕

加盟団体は本連盟を脱退する場合、原則として総会において脱退の意思表示をしなければならない。但し、第 11 条の継続加盟の規定を故意に遂行しないと認められる場合はその限りでない。

### 第 15 条〔休会〕

1. 加盟団体はやむを得ない事由により本連盟の活動に参加できない場合、1 年間を上限に休会することができる。その場合、総会において休会の意思表示をしなければならない。
2. 加盟団体は、休会の意思表示をする際、その理由を示すと共に、休会期間を示さなければならない。なお、休会期間中は連盟の活動への参加はできないが、加盟校の場合、連盟費は期日までに納入する義務を負う。

### 第 16 条〔除名〕

総会は、連盟憲章に掲げる条文に基づいて課される義務を履行しない加盟団体に対して、理事会の勧告に基づいて、三分の二以上の賛成の議決を以って関東学鉄連から除名することができる。

### 第 17 条〔除名の手続〕

1. 理事会は、除名を総会に勧告する際、除名決議の対象となる団体に対し、除名を議決する総会の 30 日前までに通知しなければならない。
2. 除名の対象となる団体には、その議決をする通常総会若しくは特別総会において、弁明の機会が与えられなければならない。但し、自ら弁明の機会を放棄した場合にはこの限りではない。
3. 除名が議決された総会の日から 30 日以内に異議申し立てがなければ、当該団体は除名される。但し、除名手続に瑕疵があった場合には、当該団体はその瑕疵を明らかにして当該団体は異議申し立てをすることができる。この場合、議決の結果のみをその理由とすることはできない。
4. 異議申し立てがあった場合は、再度特別総会を召集した上で審議し、尚四分の三以上の賛成がある場

合には当該団体を除名することができる。

### 第3章 加盟団体の権能及び義務

#### 第18条〔加盟団体の権能〕

加盟団体は、関東学鉄連の行動全てに関して携わる権利を有し、総会において自らの意見を自由に発言することができる。

#### 第19条〔加盟団体の義務〕

加盟団体は、必ず以下の義務を誠実に履行しなければならない。但し、準加盟校は総会の定める範囲内で以下の義務を免除される。

1. 第5章に定める「総会」に参加すること。
2. 第59条に定める「連盟費及び活動費」を理事会が定める期日までに納入すること。
3. 第7章に定める「学鉄連委員」を1名以上派遣すること。
4. この他総会が議決して各加盟団体に課した事項。

### 第4章 活動

#### 第20条〔活動〕

本連盟は2条各項の目的を達するため、以下の活動を主催する。但し、活動内容については年度ごとの理事会の方針及び予算の内容に従って、当該年度ごとに定める。

- a. 鉄道研究会交流会
- b. 合同新歓企画
- c. 合同模型運転会
- d. 合同写真展
- e. 車両基地見学
- f. てっけんサミット
- g. 団体専用臨時列車の企画・運行
- h. その他本連盟の目的にふさわしい活動

#### 第21条〔連盟誌〕

本連盟は鉄道研究会間の相互交流を促進及び一般社会へ連盟の活動を紹介するため機関誌を発行することができる。

#### 第22条〔機関〕

本連盟は、以上の活動を円滑に行うために次の機関を常設する。

- a. 総会
- b. 理事会
- c. 学鉄連実行委員会
- d. 監査

## 第 5 章 総会

### 第 23 条〔地位〕

総会は全ての加盟団体から構成される本連盟における最高議決機関である。

### 第 24 条〔通常総会〕

本連盟は、3 月及び 12 月に総会を開催しなければならない。

### 第 25 条〔特別総会〕

理事長が必要と認めた場合、理事会は特別総会の召集を決定できる。また、加盟校の四分の一以上の要求があった場合は、その 30 日以内に理事長が総会を召集しなければならない。

### 第 26 条〔定足数〕

総会は、議決権を持つ加盟団体の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することはできない。

### 第 27 条〔総会の表決〕

1. 総会の議事は、この連盟憲章に特別の規定がある場合を除き、議決権の過半数でこれを決する。尚、表決の方法として以下の方法を採用することができる。
  - a. 投票による表決
  - b. 挙手による表決
2. 準加盟校は、議決権を当然には保障されない。但し、総会が認めた範囲でこれを行使することができる。

### 第 28 条〔総会公開の原則〕

総会は必ず公開の場で開催されなければならない。また、議長は総会の記録を保存し、これを公表しなければならない。

### 第 29 条〔議長〕

1. 総会の議事を進行させるため、議長を置く。
2. 議長は、総会の運営を円滑にするため、書記を置く事ができる。
3. 議長は議決権を持たない。但し、議決の際に議案の可否が同数の場合は議長の決するところによる。
4. 議長の任免については、第 51 条から第 55 条の規定を準用する。



### 第30条〔構成員〕

議決権を持つ加盟団体は、総会において意思表示を行うため、各加盟団体から一人以上構成員を派遣しなければならない。但し、二人以上参加する場合はその内の一人を代表構成員とする。この場合における代表構成員は、加盟団体の代表者に限られるものではなく、各加盟団体が選任した本連盟における代表者を指す。

### 第31条〔委任状〕

加盟団体は、やむを得ず総会を欠席する場合は、代理人を定めて委任状を文書にて議長に提出することができる。委任状には以下の事項を記載しなければならない。加盟団体は、委任状をもって、総会に出席したとみなされ、d項に定める「議事の一切を委任する代理人」が議事の進行及び議決権に関する事項を代理で行使できる。

- a. 総会に参加できない事由
- b. 提出者名（但し、直筆で書くこと）
- c. 提出日
- d. 議事の一切を委任する代理人の氏名

### 第32条〔通常総会の事項〕

通常総会においては次の事項を行うものとする。

- a. 理事報告
- b. 活動総括
- c. 予算案の議決、決算報告(監査の同意を含む)
- d. 加盟団体の脱退、除名、準加盟校の昇格並びに加盟校の承認及び新規に準加盟校となることを希望する校への審査、承認
- e. 理事会理事の選出と罷免
- f. 次年度活動計画の承認
- g. その他必要な事項

### 第33条〔理事報告〕

理事が必要と認めた場合、また総会の四分の一以上の要求がある場合は、理事報告において理事が当該年度の活動を報告しなければならない。

### 第34条〔活動総括〕

3月の総会において、当該年度の活動を総括しなければならない。総括に当たっては、担当者が総括資料を作成し、資料を基に議論しなければならない。

### 第35条〔予算案提出及び決算報告義務〕

理事会は、3月総会において前年度分の決算報告及び次年度分の予算案を、総会に提出し承認を求めなければならない。予算案作成と決算報告並びにその予算使用の記録は会計理事の担当とする。

#### **第 36 条〔加盟団体の承認・昇格・脱退・除名〕**

加盟団体の承認・昇格・脱退・除名は第 27 条に定める〔総会の議決〕により決議することができる。

#### **第 37 条〔理事の選出〕**

総会は、12 月の総会において次年度理事の選出を行わなければならない。理事の選出に当たっては第 55 条に定める〔理事選挙〕によるものとする。

#### **第 38 条〔次年度活動計画の承認〕**

理事会は、3 月総会において次年度活動計画の承認を求めなければならない。

#### **第 39 条〔発言〕**

加盟団体は、総会において、自らの意見を自由に発言できる。尚、総会へ議案を提出するものは、総会 7 日前までに議長へ文書にて届出を行わなければならない。

#### **第 40 条〔議決権〕**

総会での議決権は、加盟校の代表構成員及び議決権を持つことを認められた準加盟校の代表構成員に与えられ、代表構成員のみがこれを行行使することが出来る。

## **第 6 章 理事会**

#### **第 41 条〔理事会の地位〕**

理事会は、本連盟の最高執行機関であり、学鉄連実行委員会を統括する。

#### **第 42 条〔構成〕**

理事会は、総会で選出される 5 人の理事を以て構成される。選出された理事は選挙後すぐに、理事長、企画理事、広報理事、渉外理事、会計理事を互選しなければならない。また、理事長が必要と認めた場合に限り、特別理事を設置できるが、理事会の全会一致の同意が無い限り理事会の活動に直接参加することはできないものとする。

#### **第 43 条〔理事長〕**

理事長は、本連盟の最高責任者であり、連盟憲章が定める原則に則り、本連盟の目的を達成できるように、連盟の運営を行う。

#### **第 44 条〔企画理事〕**

企画理事は、本連盟の目的である交流を実現するため、企画局を統括し、企画の発案と運営を円滑に行う。

#### 第 45 条〔広報理事〕

広報理事は、本連盟の活動を記録及び管理と社会一般に広く広報するため、広報局を統括し、総会及び理事会の議事録の作成及び管理と連盟誌の発行及びホームページの更新を行う。

#### 第 46 条〔渉外理事〕

渉外理事は、本連盟における対外業務を円滑に行うため、渉外局を統括し、施設の貸出し交渉や他団体との折衝を行う。

#### 第 47 条〔会計理事〕

会計理事は、別途定める会計規約に則り本連盟の一切の会計活動を管理するため、会計局を統括し、予算案の作成や決算報告などの作成を行う。

#### 第 48 条〔理事会公開の原則〕

1. 理事会の行う会議は公開を原則とする。但し、理事長が秘密会の必要を認め、理事会が全会一致で同意した場合は非公開の秘密会を開催することができる。この場合、秘密会を行った事実は公表しなければならない。
2. 理事会は、秘密会を除く理事会での議事を公開するため、加盟団体の代表構成員に対し、議事録を必ず送付しなければならない。

#### 第 49 条〔定例会〕

1. 理事長は、連盟の円滑な運営を行うため、毎月 1 回、理事によって構成される定例会を開催しなければならない。
2. 理事長が、定例会の開催の必要を認めなかった場合は、この限りでは無い。
3. 定例会は、過半数の理事が参加しなければ、開催できない。

#### 第 50 条〔理事の定員〕

1. 理事の定員はそれぞれ一名とする。また、理事の兼任はこれを認めない。
2. 理事には、一加盟団体につき一名までしか就任することが出来ない。

#### 第 51 条〔理事の任期〕

各理事は、12 月の総会で選挙され翌年 3 月の総会で就任し、就任翌年の 3 月総会までをその任期とする。12 月の総会で選挙された新理事は、就任までの期間に次年度の予算・活動計画策定に関与することを妨げられない。

#### 第 52 条〔理事の罷免〕

理事の罷免は次のいずれかに該当するときに行うことができる。

1. 理事選挙権を持つ加盟団体の代表構成員の発議があり総会で認められたとき。
  - a. 理事の罷免の発議は、代表構成員の四分の一以上の署名を以て行われる。発議の際は、その理

由を電磁的記録を含む文書にて明示し、全加盟校及び準加盟校に配布しなければならない。

- b. 議長は、理事の罷免の発議があった場合には、本条 a 項の規定に従って特別総会を開会しなければならない。理事の罷免は、議決権を持つ全加盟団体の三分の二以上の賛成を必要とする。

2. 理事の所属する加盟団体が本連盟を脱退したとき。

### 第 53 条【理事の辞任】

理事はやむを得ない事由があるとき、辞任することができる。辞任する場合、総会においてその理由を必ず示さなければならない。

### 第 54 条【欠員の補充】

前条及び前々条の規定により理事が罷免・辞任した場合は、第 55 条の規定に則り、早急に総会にて後任を選出しなければならない。尚、任期に関しては、前任者のものを引き継ぐものとする。

### 第 55 条【理事選挙】

理事を選出する選挙に当たっては、次の規定に則らなければならない。

1. 選挙に当たっては理事長が加盟校の構成員から選挙管理委員を任命し選挙管理事務を行う。選挙管理委員は自らが被選挙人となる場合、委員を辞任しなければならない。
2. 各理事及び監査の選出は現役の構成員が行う。選挙権及び被選挙権は加盟校及び総会が認めた準加盟校が有する。
3. 選挙は無記名投票による。定員同数の立候補のときは信任投票を行う。
4. 2 項に定める加盟団体は各役職につき、定員分の投票権を有する。
5. 投票用紙は白紙に「関東学生鉄道研究会連盟之印」が押印されているものを使用し、選挙当日に配布する。
6. 投票の記載事項
  - a. 定員を上回る立候補のときは立候補者の氏名を正確に自書すること。
  - b. 定員に対して同数の立候補のとき、信任は○、不信任は×と自書すること。有効票の過半数の信任をもって当選とする。
  - c. 前項の不信任が可決された場合、理事会は 30 日以内に特別総会を開催し、再選挙を行わなければならない。
7. 次の事項を記載すると無効投票とみなす。
  - a. 所定の用紙を用いないで投票。
  - b. 本条 6 項の事項を満たさないもの。
  - c. 理事候補者以外の氏名を記載する。
8. 同数の場合、くじ引きにより決定する。この場合、立候補順にくじを引くこと。
9. 選挙で不正を行った場合は失格とし、当該加盟団体は次年度総会まで全ての議決権が停止される。

## 第7章 学鉄連実行委員会

### 第56条〔定義〕

学鉄連実行委員会は第2条の〔目的〕を達成するための日常活動の基幹組織として設置し、理事会がその管理と運営を行う。

### 第57条〔構成〕

1. 学鉄連実行委員会は、加盟団体が派遣する学鉄連実行委員を以て構成される。
2. 学鉄連実行委員会は、企画局、広報局、渉外局、会計局の四局を以て構成され、学鉄連実行委員は自らが要望する局に参加し活動する。
3. 理事長が特別に必要を認めた場合は、四局以外の特別局を設置することができる。

## 第8章 会計

### 第58条〔会計規定〕

本連盟の会計は連盟憲章第47条に定められる〔会計理事〕が行う。会計理事の業務を誠実に遂行するために会計規定を別途制定し、それに則り以下に定める会計活動を行うものとする。

### 第59条〔連盟費及び活動費〕

総会が認めた準加盟校を除く加盟団体は、本連盟の活動のため定められた連盟費を納めなければならない。ただし、連盟費を除く、活動に参加するにあたっての必要経費は、準加盟校を含む全ての加盟団体がその参加によって受ける利益に応じて負担する義務を負う。

### 第60条〔連盟費の総会同意〕

全ての加盟団体は、総会の同意のない連盟費の徴収については、支払いの義務を負わない。

### 第61条〔連盟費滞納の禁止〕

連盟費は会計理事が定めた納入の期限までに支払わなければならない。理事会は、期限を過ぎてから6ヶ月以内に納入が認められず、かつ納入の意志が無いと判断する加盟団体について、総会に除名を勧告することができる。

### 第62条〔連盟費の管理〕

徴収した連盟費は会計理事が厳重に管理しなければならない。但し、この目的のため理事長は総会の決定に基づき預金口座の開設を行うことができる。なお、その預金口座の管理は会計理事が行うこととする。

### 第 63 条〔会計理事の報告義務〕

予算の提案及び決算の報告は、理事会が総会に対して行う。ただし、理事会が承認した予算及び決算は、監査による審査を経なければ総会に提出することが出来ない。(平成 26 年 3 月 16 日改正)

## 第 9 章 監査

### 第 64 条〔権能〕

1. 監査は、総会によって選出され、理事会から独立した存在として、理事会の運営と会計の業務に関して、監督し検査する権限を有する。
2. 監査は、理事会の運営に問題があると判断した場合、理事長に特別総会の召集を命じ、その事項に関して総会で審議を求めることができる。
3. 監査は、会計理事が提出する決算報告に不備があると判断した場合、改めて決算報告の作成を命じることができる。

### 第 65 条〔監査の被選挙権〕

監査の被選挙権は、理事ないし学鉄連実行委員を一活動年度以上務めたものであることとする。監査の任免の規定については、第 51 条から第 55 条の規定を準用する。

## 第 10 章 改正

### 第 66 条〔憲章改正〕

1. 本憲章の改正は、総会において全議決権の 3 分の 2 以上の承認を得なければならない。表決は第 27 条 a 項に則り行う。尚、第 11 章〔補則〕の改正に関しては、理事会が全会一致で認めれば改正できる。但し、補則を追加することはできない。
2. 憲章改正について前項の承認を経たときは、理事長はすべての加盟団体に直ちにこれを公布しなければならない。

## 第 11 章 補則

### 第 67 条〔関東学鉄連本部所在地〕

本連盟の 2014(平成 26)年度の本部所在地は、第 5 条に定めるところにより、明治大学駿河台キャンパスに設置する。

### 第 68 条〔今年度理事会理事、監査、及び議長〕

本連盟の 2014(平成 26)年度の理事会理事、監査、及び議長は以下の通りである。

理事長：大澤 裕理（明治大学）  
企画理事：吉田 理（慶應義塾大学）  
広報理事：根本 雄希（中央大学多摩）  
渉外理事：相田 修平（早稲田大学）  
会計理事：中久喜 真理（筑波大学）  
監 査：八代 寛基（慶應義塾大学）  
議 長：齋藤 博三（中央大学理工学部）

## 第 12 章 雑則

### 第 69 条〔初年度監査選挙特別規定〕

第 65 条の規定は、本連盟の活動初年度においては適用しない。

### 第 70 条〔書類管理〕

本連盟に関する全ての書類は、事務局を担当する加盟団体が、責任をもってこれを厳重に管理する。

以上 70 条

関東学生鉄道研究会連盟憲章起草：鉄道研究会交流準備会  
代表責任者：大澤 裕理

# 関東学生鉄道研究会連盟 会計規定

## 第 1 条 【本規定の目的】

本連盟を円滑に運営するため、関東学生鉄道研究会連盟憲章第 58 条に基づき、会計に関する諸規定を以下に定める。

## 第 2 条 【活動費の定義】

本連盟の活動における費用の名称及び用語の内容を以下のように定める。

連盟費：本連盟の維持費として連盟費支払い義務のある加盟団体から徴収する費用。

活動参加費：本連盟の主催する活動に参加するに際し、徴収される費用。

## 第 3 条 【予算と決算】

1. 各会計年度の予算は、当該年度の最初の総会における過半数の議決により定める。ただし、最初の総会で議決が得られなかった場合は、その次の総会で決する。
2. 会計理事は、各会計年度の決算報告を 3 月総会において行わなければならない。
3. 予算案は当該年度の活動方針に合わせて理事会が編成し、総会に提示するものとする。総会で予算案が否決された場合、理事会は速やかに予算案を再編成し、総会に再度諮らなければならない。
4. 総会は、理事会と監査の同意があれば、予算案を修正して議決することが出来る。
5. 当該年度の予算案が総会で否決された場合、総会の同意があれば、予算が議決されるまでの間、理事会は暫定的に前年度の予算を執行することが出来る。

## 第 4 条 【連盟費の徴収】

連盟費は、予算に従って徴収する。但し、予算に無い徴収が必要になった場合は、総会での議決があればその議決された額を徴収することが出来る。

## 第 5 条 【予算の執行】

1. 予算の執行に関しては以下の通り、事前に許可を求め、事後に報告をしなければならない。但し、活動参加費の扱いについて、第五項に規定する場合を除く。
  - a. 一回の執行額が 5,000 円未満の場合は、会計理事の承認をもって執行する。
  - b. 一回の執行額が 30,000 円未満の場合は、理事会での承認をもって執行する。
  - c. 一回の執行額が 30,000 円以上の場合は、総会の承認をもって執行する。
2. 一回の執行額が 5,000 円未満であり、かつ特に急を要すると認められる場合は、前項の規定によらず会計理事への事後報告のみで執行することができる。
3. 前々項に定める事前報告は、当該年度予算内に執行対象が予め具体的に明示してある場合、省略することが出来る。
4. 活動参加費は、第一項各号に定める機関から予め一括の承認があれば、当該主催活動の為に必要な 10 万円以下の予算の執行について、会計理事の責任において、個々の支払いにつき第一項に定める



事前の許可を省略することが出来る。

#### 第 6 条〔連盟費・活動参加費に関する諸規定〕

1. 連盟費は、本連盟が継続的に活動するために最低限必要な経費を賄うために徴収する。
2. 連盟費は、総会の同意がない限り、個々の主催活動の経費として執行することはできない。ただし、会議に要する経費は除く。
3. 活動参加費は、一の主催活動ごとに、その主催活動を行う上で必要となる経費を賄うため、参加によって受ける利益に応じて主催活動参加校ごとに個別に徴収する。
4. 徴収した活動参加費から必要経費を差し引き、残額が発生した場合、連盟費として予算に編入する。但し、発生した残額を参加校数で割った時に、1 参加校当たり 1 万円以上の余剰額が発生した場合を除くこととし、この場合は参加各校にその負担割合に応じて返還しなければならない。
5. 年度末の会計において発生した余剰の連盟費に関しては、次年度に繰り越すものとする。

#### 第 7 条〔予算執行時の清算〕

1. 第 5 条の所定の手続きを踏まえて、会計理事以外の者が予算を執行した場合、その者は領収書と引き替えに会計理事に精算を要求することが出来る。
2. 領収書には宛名「関東学生鉄道研究会連盟」、購入品目、購入店名、購入店印が明記されていなければならない。
3. 予算の仮払いは原則として認めない。

#### 第 8 条〔会計年度〕

本連盟の会計年度期間は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

#### 第 9 条〔規定の改正〕

本会計規定は、総会の過半数の議決によって改正される。理事長は、本規定が改正された場合、速やかに全加盟団体にその旨を伝えなければならない。

#### 第 10 条〔附則〕

本規定は総会での議決によって成立した時から施行する。

以上 10 条

会計規定起草：鉄道研究会交流準備会

代表責任者：石井 信